

## 「自動運転機能の表示に関する規約運用の考え方」 の策定について

- 現在、自動運転技術の実用化に向け、国内外の自動車メーカーにおいて研究開発が進められ、政府においても法整備等、社会の受容性を確保するための検討が行われています。また、自動車メーカーもテレビCM等を通じ、自動運転の開発に取り組む企業としての姿勢やその技術力をアピールするようになってきました。
- 一方、昨年以降、「ハンドルから手を放し、脇見運転をしている映像」を用いたテレビCMに対し、消費者からは、「危険運転（法令違反）を助長するのではないか」、「完全自動運転が実用化された技術であるかのように勘違いされる」等の意見が当協議会やJAROにも寄せられています。
- また、今年5月、アメリカで発生した自動運転機能作動中の車両の衝突事故を受け、国土交通省及び警察庁は、7月7日付で「現在実用化されている『自動運転』機能は、完全な自動運転ではないため、その機能の限界や注意点を正しく理解し、機能を過信せず、責任を持って安全運転を行う必要がある」との注意喚起を行うとともに、自工会及び輸入組合に対し、「自動車の販売時等の機会を捉え、ユーザーに十分説明すること」を要請しました。
- こうした状況を踏まえ、当協議会は、販売活動の第一歩である広告宣伝において、自動運転機能に関する消費者への適切な情報提供が行われることを促進するため、
  - ①自動運転機能（レベル2、準自動走行（ドライバー責任））について表示する場合は、自動運転機能の限界や注意点、「機能を過信せず、責任を持って安全運転を行う必要がある旨」を表示することを義務付ける
  - ②実際には完全な自動運転ではないにもかかわらず、完全な自動運転である等、自動運転機能について、実際のものよりも優良であるかのように誤認（過信）させるおそれのある表示、映像表現を不当表示として禁止する等を内容とした、自動車公正競争規約第7条（不当表示の禁止）第2号及び第7号に基づく「自動運転機能の表示に関する規約運用の考え方」を策定しました。
- 会員事業者の皆様におかれましては、本運用の考え方に基づき適正な表示を行うとともに、自動車の販売・商談時には、カタログやツール等を活用し、消費者に適切な説明を行って下さい。なお、本運用の考え方は、現時点において必要と考えられる対応をまとめたものであり、今後の開発・普及状況等をみながら、必要に応じて見直し等を行う予定です。運用の考え方や表示方法の詳細等につきましては、当協議会のホームページをご覧ください。

<http://www.aftc.or.jp/>

[資料1 「自動運転機能の表示に関する規約運用の考え方」について（概要資料）](#)

[資料2 「自動運転機能の表示に関する規約運用の考え方」の策定について](#)

[資料3 「自動運転機能の表示に関する規約運用の考え方」](#)

[資料4 自動運転機能について表示する際の表示事項、表示方法等のポイント（一覧表）](#)

[資料5 規約運用の考え方に基づく媒体毎の表示例](#)

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112